

## 【協議事項 1】

### 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金 (病床の機能分化・連携支援事業) の活用希望について

## 1 病床の機能分化・連携支援事業の概要

### (1) 目的

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

### (2) 補助対象

補 助 対 象	対 象 経 費
① <u>急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備 (新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費)</li> <li>設備整備 (医療機器等の備品購入費)</li> </ul>
② <u>高度急性期機能病棟を新たに整備し、又はそれらの機能を維持するため必要な施設・設備を整備するために要する経費</u>	
③ <u>急性期機能病棟並びに慢性期機能病棟を削減するために要する経費 (事業縮小)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要となる病棟（室）を他の用途に変更するために要する施設整備</li> <li>不要となる建物や医療機器の処分に係る損失</li> <li>職員の早期退職に要する経費</li> </ul>

### (3) 補助金の交付条件（地域医療構想調整会議での意見徴集）

補助事業の実施に当たっては、あらかじめ補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」において意見を徴する必要があることとされている。

(参照) 資料 1-14～資料 1-18 ページ

令和 7 年度地域医療介護総合確保基金事業補助金概要（県保健医療福祉課資料）

## 2 活用希望医療機関

- (1) 【医療機関名】 鹿児島大学病院  
【内 容】 新生児集中治療室（N I C U）の老朽化した設備の更新に要する設備整備  
保育器3台  
【補助対象】 前頁＜補助対象＞の② 高度急性期機能を維持するために必要な設備整備費  
【金額】 8, 085千円（事業費：16, 170千円）  
※ 事業計画概要は資料1-4～資料1-6ページ
- (2) 【医療機関名】 いまきいれ総合病院  
【内 容】 高度治療室（H C U）の老朽化した設備の更新に要する設備整備  
人工呼吸器（1台），人工透析装置（1台），血液浄化装置（1台）  
【補助対象】 前頁＜補助対象＞の② 高度急性期機能を維持するために必要な設備整備費  
【金額】 8, 629千円（事業費：17, 259千円）  
※ 事業計画概要は資料1-7～資料1-12ページ

## 3 今後のスケジュール

時 期	専門部会・調整会議	内 容
10月21日(火)	第18回高度急性期及び急性期専門部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関による説明及び質疑</li><li>・委員間協議</li><li>・部会としての意見集約</li></ul>
11月11日(火)	第17回部会長等会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員間協議</li><li>・部会としての意見集約</li></ul>
11月17日(月)	第26回調整会議	調整会議としての意見集約
調整会議後	県担当課へ鹿児島保健医療圏調整会議の意見を提出	
未定	県から医療機関への補助金内示	
県の内示後	活用希望医療機関による補助金交付申請，県による交付決定	

## 4 専門部会の協議結果

専門部会	協議結果
第 18 回高度急性期及び急性期専門部会 (令和 7 年 10 月 21 日)	鹿児島大学病院及びいまきいれ総合病院の補助金活用希望は、高度急性期機能の維持に必要な整備であることから、「妥当」であると考える。
第 17 回部会長等会議 (令和 7 年 11 月 11 日)	同上

## 5 協議する意見（案）

鹿児島大学病院の補助金活用希望は、高度急性期機能の維持に必要な整備であることから、「妥当」であると考える。

いまきいれ総合病院の補助金活用希望は、高度急性期機能の維持に必要な整備であることから、「妥当」であると考える。

令和7年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要

1 医療機関の概要

医療機関名	鹿児島大学病院				開設者名	国立大学法人鹿児島大学						
医療機関住所・所在地	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35-1				構想区域	鹿児島保健医療圏						
診療科目	内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、形成外科、放射線科、歯科、麻酔科、救急科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、リウマチ科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、小児外科、心療内科、リハビリテーション科、病理診断科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、臨床検査科											
許可病床数	一般	662	療養	0	精神	40	結核	0	感染症	2	計	704
各種指定状況	救急告示医療機関、都道府県がん診療連携拠点病院、鹿児島県肝疾患診療連携拠点病院、鹿児島県災害派遣医療チーム(鹿児島県DMAT)、救命救急センター、第一種感染症指定医療機関、災害拠点病院、原子力災害拠点病院、鹿児島県災害派遣精神医療チーム(鹿児島県DPAT)、がんゲノム医療拠点病院、鹿児島県てんかん診療拠点機関、鹿児島県難病診療連携拠点病院、鹿児島県アレルギー疾患医療拠点病院、鹿児島県リハビリテーション支援センター、鹿児島県基幹型認知症疾患医療センター											
病床機能報告 (令和6年7月)	高度 急性期	524	急性期	68	回復期	20	慢性期	0	計	612		

2 事業の概要

事業対象病棟名	新生児集中治療室(NICU)				
事業区分	①施設整備(新築・増築・改築・改修) ②設備整備 ③事業縮小(用途変更・特別損失・早期退職) (○で囲む)				
実施予定期間	令和7年11月1日～令和8年3月31日				
供用開始予定	令和8年4月				
事業内容	高度急性期機能病棟の機能を維持するために新生児集中治療室(NICU)で使用する老朽化した保育器の設備整備を行う。				
事業目的・目標	鹿児島保健医療圏は、県内で最大の患者受入先であり、特に高度急性期の患者は圏域内外からの搬入が多く、県内唯一の特定機能病院として、重篤な三次救急患者等の受け入れは責務である。高度な先端医療を安全に提供するには機器の更新が必要である。高度急性期機能病院として、県内の医療機関と連携しながら、県の最後の砦としての役割を果たしていく。				
機能転換する病床数	0床				
施工面積	— m <sup>2</sup>				
当該病棟の入院基本料・特定入院料の適用					
機能転換前	新生児特定集中治療室管理料1				
機能転換後	新生児特定集中治療室管理料1 【届出予定期】：—				
当該病棟の病床機能報告	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
機能転換前(令和6年7月)	9				9
機能転換後(令和8年7月)	9				9
増減	0	0	0	0	0

## 事業費等

### ● 対象経費の支出額

①施設整備	対象経費の支出額
	千円
小計 (A)	0 千円
②設備整備	対象経費の支出額
機器購入	16,170 千円
	千円
小計 (B)	16,170 千円
③事業縮小	対象経費の支出額
(1)用途変更	千円
(2)特別損失	千円
(3)早期退職	千円
小計 (C)	0 千円
合計(A+B+C)	16,170 千円

### ● 補助金額の算定

#### ① 施設整備

##### ア 基準額

千円 × 床 = 0 千円

イ 対象経費の実支出額(A)

千円

ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額 × 1/2)

千円 × 1/2 = 0 千円

#### ② 設備整備

##### ア 基準額

60,000 千円

イ 対象経費の実支出額(B)

16,170 千円

ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額 × 1/2)

16,170 千円 × 1/2 = 8,085 千円

#### ③ 事業縮小

##### (1) 用途変更

##### ア 基準額

千円 × m² = 0 千円

イ 対象経費の実支出額(C)

千円

ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額 × 1/2)

千円 × 1/2 = 0 千円

##### (2) 特別損失

ア 対象経費の実支出額(C)

千円

イ 補助金額(ア × 1/2)

千円 × 1/2 = 0 千円

##### (3) 早期退職

##### ア 基準額

千円 × 人 = 0 千円

イ 対象経費の実支出額(C)

千円

ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額 × 1/2)

千円 × 1/2 = 0 千円

### ● 財源内訳

基金事業補助金	8,085 千円
自己財源	8,085 千円
	千円
合計	16,170 千円

#### ④ 補助金額合計

(①ウ + ②ウ + ③(1)ウ + ③(2)イ + ③(3)ウ)

8,085 千円

※事業内容が分かる以下の資料を添付すること

【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等

【設備整備】カタログ, 概算見積書等

【事業縮小】(1)概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等

(2)不要となる建物や医療機器の処分(廃棄, 解体, 又は売却)に係る損失が分かる書類等

(3)就業規則等の早期退職制度が規定されたもの等

委員のみ配布

(資料1-6)

令和7年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要

1 医療機関の概要

医療機関名	いまきいれ総合病院				開設者名	公益社団法人昭和会		
医療機関住所・所在地	鹿児島市高麗町43番25号				構想区域	鹿児島医療圏		
診療科目	内科、糖尿病内科、血液内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、新生児内科、頭頸部・耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、救急科、緩和ケア内科、病理診断科							
許可病床数	一般	350	療養	0	精神	0	結核	0
各種指定状況								
病床機能報告 (令和6年7月)	高度 急性期	31	急性期	319	回復期	0	慢性期	0
							計	350

2 事業の概要

事業対象病棟名	HCU(10床)				
事業区分	①施設整備(新築・増築・改築・改修) ②設備整備 ③事業縮小(用途変更・特別損失・早期退職) (○で囲む)				
実施予定期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日				
供用開始予定	令和8年4月				
事業内容	地域医療介護総合確保基金事業補助金を活用し、当院のHCUにおいて使用している下記の高度医療機器について、老朽化に伴う更新を行う。 更新対象機器は次の3機種:人工呼吸器(1台)、人工透析装置(1台)、血液浄化装置(1台) これらの機器はすでにHCUで日常的に使用されているが、いずれも導入から相当年数が経過し、保守部品供給の終了や故障頻度の上昇等により、継続使用が困難な状況となっている。				
事業目的・目標	<p><b>【目的】</b>            当院は地域における高度急性期医療を担う中核医療機関として、HCUにて呼吸・循環・代謝にわたる集中的治療を提供している。現在使用している人工呼吸器、透析装置、血液浄化装置はいずれも導入から年数が経過しており、機器故障による治療遅延リスクの増加、メーカーの保守サポート終了による安全性確保の困難さなど、診療継続に支障をきたす状況となっている。            このため、HCUにおける重症患者対応の安定性と迅速性を維持し、高度急性期医療機能の継続的提供を可能とすることを目的とする。</p> <p><b>【目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HCUにおける重症患者対応の中止リスクをゼロに近づけ、医療安全を確保</li> <li>・故障頻度の減少により、機器停止による治療中断・搬送リスクを回避</li> <li>・機器更新後の稼働率上昇</li> </ul>				
機能転換する病床数	床 (期 → 期)				
施工面積	m <sup>2</sup>				
当該病棟の入院基本料・特定入院料の適用					
機能転換前	ハイケアユニット入院医療管理料1				
機能転換後	ハイケアユニット入院医療管理料1				
【届出予定期】令和 年 月					
当該病棟の病床機能報告	高度急性期	急性期	回復期		
機能転換前(令和6年7月)	10			計	10
機能転換後(令和8年7月)	10				10
増減	0	0	0		0

## 事業費等

### ● 対象経費の支出額

①施設整備	対象経費の支出額
	千円
小計 (A)	0 千円
②設備整備	対象経費の支出額
	17,259 千円
	千円
小計 (B)	17,259 千円
③事業縮小	対象経費の支出額
(1)用途変更	千円
(2)特別損失	千円
(3)早期退職	千円
小計 (C)	0 千円
合計(A+B+C)	17,259 千円

### ● 補助金額の算定

#### ① 施設整備

##### ア 基準額

千円 × 床 = 0 千円

イ 対象経費の実支出額(A)

千円

ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額 × 1/2)

千円 × 1/2 = 0 千円

#### ② 設備整備

##### ア 基準額

60,000 千円

イ 対象経費の実支出額(B)

17,259 千円

ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額 × 1/2)

17,259 千円 × 1/2 = 8,629 千円

#### ③ 事業縮小

##### (1) 用途変更

##### ア 基準額

千円 × m² = 0 千円

イ 対象経費の実支出額(C)

千円

ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額 × 1/2)

千円 × 1/2 = 0 千円

##### (2) 特別損失

ア 対象経費の実支出額(C)

千円

イ 補助金額(ア × 1/2)

千円 × 1/2 = 0 千円

##### (3) 早期退職

##### ア 基準額

6,000 千円 × 人 = 0 千円

イ 対象経費の実支出額(C)

千円

ウ 補助金額(ア,イいずれか少ない額 × 1/2)

千円 × 1/2 = 0 千円

### ● 財源内訳

基金事業補助金	8,629 千円
自己財源	8,630 千円
	千円
合計	17,259 千円

#### ④ 補助金額合計

(①ウ + ②ウ + ③(1)ウ + ③(2)イ + ③(3)ウ)

8,629 千円

※事業内容が分かる以下の資料を添付すること

【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等

【設備整備】カタログ, 概算見積書等

【事業縮小】(1)概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等

(2)不要となる建物や医療機器の処分(廃棄, 解体, 又は売却)に係る損失が分かる書類等

(3)就業規則等の早期退職制度が規定されたもの等

委員のみ配布

(資料1-9～資料1-13)

## 令和7年度 地域医療介護総合確保基金事業補助金 (病床の機能分化・連携支援事業)について【予定】

### 1 目的

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

### 2 補助対象 (予定)

健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関(鹿児島県内に存する医療機関に限る。)が行う次の事業を補助対象とする。

(1) 急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費

- ・急性期機能病棟：急性期一般入院基本料、特定機能病院一般病棟7対1入院基本料、特定機能病院一般病棟10対1入院基本料、専門病院7対1入院基本料、専門病院10対1入院基本料、小児入院医療管理料2、小児入院医療管理料3、地域包括医療病棟入院料を算定する病棟

- ・慢性期機能病棟：療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、障害者施設等7対1入院基本料、障害者施設等10対1入院基本料、障害者施設等13対1入院基本料、障害者施設等15対1入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料2、特殊疾患病棟入院料を算定する病棟

- ・回復期機能病棟：地域一般入院基本料、一般病棟特別入院基本料、専門病院13対1入院基本料、小児入院医療管理料4、小児入院医療管理料5、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料、地域包括医療病棟入院料を算定する病棟

※地域包括医療病棟入院料は、現行要綱には記載なし。今後要綱を改正予定。

### ○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
地域一般入院基本料、一般病棟特別入院基本料、専門病院13対1入院基本料、小児入院医療管理料4、小児入院医療管理料5、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料、地域包括医療病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費		
1 施設整備 新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
2 設備整備 医療機器等の備品購入費	2 設備整備 1施設当たり 10,800千円	

(2) 救命救急入院料, 特定集中治療室管理料, ハイケアユニット入院医療管理料, 脳卒中ケアユニット入院医療管理料, 小児特定集中治療室管理料, 新生児特定集中治療室管理料, 総合周産期特定集中治療室管理料, 新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し, 又はそれらの機能を維持するため必要な施設・設備（鹿児島県がん診療施設設備整備費補助金交付要綱及び鹿児島県がん診療施設設備整備事業補助金交付要綱の対象となる施設・設備を除く。）を整備するために要する経費。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる�費	基準額	補助金額
救命救急入院料, 特定集中治療室管理料, ハイケアユニット入院医療管理料, 脳卒中ケアユニット入院医療管理料, 小児特定集中治療室管理料, 新生児特定集中治療室管理料, 総合周産期特定集中治療室管理料, 新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し, 又はそれらの機能を維持するため必要な施設・設備（鹿児島県がん診療施設設備整備費補助金交付要綱及び鹿児島県がん診療施設設備整備事業補助金交付要綱の対象となる施設・設備を除く。）を整備するために要する次の経費 1 施設整備 新築, 増改築, 改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備 医療機器等の備品購入費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1 床当たり 4,378 千円 (2) 改修 1 床当たり 3,214 千円 2 設備整備 60,000 千円	次に掲げる額のうち 最も少ない額に2分の 1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出 額 3 総事業費から寄附 金その他の収入額を 控除した額

(3) 急性期一般病棟入院基本料, 特定機能病院一般病棟7対1入院基本料, 特定機能病院一般病棟10対1入院基本料, 専門病院7対1入院基本料, 専門病院10対1入院基本料, 小児入院医療管理料2, 小児入院医療管理料3を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料, 療養病棟特別入院基本料, 障害者施設等7対1入院基本料, 障害者施設等10対1入院基本料, 障害者施設等13対1入院基本料, 障害者施設等15対1入院基本料, 特殊疾患入院医療管理料, 緩和ケア病棟入院料2, 特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟を削減するために要する経費（事業縮小）。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる絴費	基準額	補助金額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い, 不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換は除く）するために要する次の経費 1 施設整備 改修に要する工事費又は工事請負費 ・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。	1 鉄筋コンクリート 200,900 円／用途変更 面積 1 m <sup>2</sup> 2 ブロック 175,100 円／用途変更 面積 1 m <sup>2</sup>	次に掲げる額のうち 最も少ない額に2分の 1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出 額 3 総事業費から寄附 金その他の収入額を 控除した額

<p>急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む）（注1））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。</li> <li>有姿除却は対象としない。</li> </ul>	
<p>急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、職員が早期退職する場合に要する次の経費 退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額</p>	<p>早期退職制度を活用する職員 6,000千円／人</p>

（注1） 固定資産売却損については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

### 3 補助金の交付条件等

（1）本補助金は「鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に基づき交付される補助金であり、同交付要綱に定める事項を遵守すること。

（2）補助事業の実施に当たっては、あらかじめ補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」において意見を徴する必要があること。

（3）補助事業者が本補助金により回復期機能病棟に病床の機能を転換した場合は以下の事項を遵守すること。

- ① 本補助金によって転換した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、回復期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
- ② 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けないで、地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括医療病棟入院料以外の算定に変更してはならないこと。

（4）補助事業者が本補助金により、高度急性期機能病棟を新たに整備、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備を整備した場合は以下の事項を遵守すること。

- ① 本補助金によって整備した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、高度急性期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
- ② 本補助金によって整備した病床について、知事の承認を受けないで、整備した病床の特定入院料（救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料）以外の算定に変更してはならないこと。
- (5) 補助事業者が本補助金により不要となる病棟（室）を他の用途に変更した場合は以下の事項を遵守すること。
- ① 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けないで、変更した用途以外の用途に変更してはならないこと。

#### 4 事業計画概要等の提出について

- (1) 提出書類（令和6年度に提出）
- ① 令和7年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床の機能分化・連携支援事業）の事業計画概要
- ② 【施設整備】概略平面図（施工前と施工後が分かるもの）・概算見積書等
- ③ 【設備整備】カタログ・概算見積書等
- ④ 【事業縮小】(1) 用途変更  
概略平面図（施工前と施工後が分かるもの）・概算見積書等  
(2) 特別損失  
不要となる建物や医療機器の処分（廃棄、解体、又は売却）に係る損失が分かる書類  
(3) 早期退職  
就業規則等の早期退職制度が規定されたもの
- ⑤ 連絡先票

※①、⑤の電子データ（エクセル形式）は、鹿児島県ホームページ内で掲載予定。

(2) 提出期限

令和6年10月2日（水）

(3) 提出先

鹿児島県健福祉部保健医療福祉課医療政策係

所 在 地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

電子メール：[iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp)

※電子メールにて提出

電子メール送信の際は、添付資料をPDFファイルで送信してください。また、メールが正しく送付されているかを確認するため、メールを送付した旨を必ず電話でお知らせください。

#### 5 事業計画概要の提出に当たっての留意点等

- (1) 補助事業として交付決定される前に事業に着手（工事請負業者との契約等）した場合は、補助の対象外となること。
- (2) 「地域医療構想調整会議」において意見を徴する以前に入院基本料等を変更した場合、補助の対象外となる場合があること。

(3) 事業計画概要の提出は補助金の交付を約束するものではなく、地域医療構想調整会議における議論の結果や、県の予算以上の応募があった場合等により採択されない場合もあり得ること。

(4) 今回提出された事業計画概要等は、補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」の会議資料として配布されるものであること。

また、同調整会議において、事業計画概要等に基づき、事業内容や目的・目標等を医療機関から説明をしていただく予定であること。

## 6 今後のスケジュール（予定）【令和7年度】

- (1) 【令和7年6月～8月頃】令和7年度の事業計画概要の提出（医療機関→県）
- (2) 【令和7年10月～11月頃】地域医療構想調整会議における意見聴取
- (3) 【令和7年11月～12月頃】地域医療構想調整会議の結果等をもとに各医療機関へ内示
- (4) 【内示後】鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱に基づく交付申請・交付決定

※内示時期については、地域医療構想調整会議の開催状況等によっては変更となる場合もある。

### 【問合せ先】

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

担当：工藤

電話：099-286-2738

メール：[iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp)